

本資料のうち、枠組みの内容は商業機密あるいは  
防護上の観点から公開できません。

令和2年 1月 20日  
四国電力株式会社

保安規定第88条第3項を適用して実施する点検・保修の変更連絡書

伊方発電所3号機の第15回定期検査において、伊方発電所原子炉施設保安規定（以下、保安規定という。）第88条第3項を適用して実施する点検・保修を添付の通り変更いたします。

添付 3号機第15回定検 保安規定第88条第3項に係る作業一覧（改1）

以上

## 3号機第15回点検 保安規定第88条第3項に係る作業一覧(改1)

No	点検対象設備および作業概要	保安規定	第86条適用時期	青旗期間中のプラント状態	作業予定期間
1	中央制御室非常用給気フィルクユニット (よう素用フィルクサンプリング、自動ダンパ軸受給脂および外観点検)	第84条 (84-17-1)	モード1,2,3,4,5,6および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外	モード適用期間外かつ使用済燃料ピットでの照射済燃料移動期間外	1/27 9:00 ~ 1/28 18:00
	外部電源	第72条の3	モード1,2,3,4,5,6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	1/6 ~ 1/7:モード5 1/7 ~ 1/16:モード6 1/16 ~ 3/5:モード適用期間外 ただし、全ての期間において使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵	1/6 9:00 ~ 3/5 20:00 まで連続で宣言
2	(予備変圧器点検 他)				1/6 9:00 ~ 1/25 17:00
3	(所内変圧器オーバーホール 他)				1/26 9:00 ~ 3/5 20:00
	使用済燃料ピットの監視	第84条 (84-12-3)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵	1/20 9:00 ~ 1/24 18:00 まで連続で宣言
4	使用済燃料ピット監視カメラ (動作確認等の点検)				1/20 9:00 ~ 1/22 18:00
5	使用済燃料ピット広域水位計(AI) (動作確認等の点検)				1/20 9:00 ~ 1/24 18:00
	使用済燃料ピットの監視	第84条 (84-12-3)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵	1/27 9:00 ~ 1/31 18:00 まで連続で宣言
6	使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備 (HEAF対策工事 (P/C 4-3C2停電によるRCC-3C2停電))				1/27 9:00 ~ 1/27 17:00
7	使用済燃料ピット温度計(AI) (動作確認等の点検)				1/27 9:00 ~ 1/31 18:00
8	可搬型使用済燃料ピットエアモニタ (動作確認等の点検)				1/27 9:00 ~ 1/31 18:00
9	代替電気設備受電盤、代替動力変圧器 (代替電気設備切替盤他点検)	第84条 (84-15-5)	モード1,2,3,4,5および6以外	モード適用期間外	2/4 9:00 ~ 2/9 17:00
	空冷式非常用発電装置からの給電	第84条 (84-15-1)	モード1,2,3,4,5および6以外	モード適用期間外	2/12 9:00 ~ 2/21 17:00 まで連続で宣言
	空冷式非常用発電装置 (空冷E/G3号点検)				2/12 9:00 ~ 2/12 17:00
11	非常用ガスタービン発電機設置工事 (給電回路変更)				2/12 9:00 ~ 2/21 17:00
12	空冷式非常用発電装置 (空冷E/G3号点検)				2/17 9:00 ~ 2/17 17:00
13	空冷式非常用発電装置 (空冷E/G4号点検)				2/19 9:00 ~ 2/19 17:00
14	中央制御室非常用給気フィルクユニット (よう素用フィルク取替およびインプレキステスト) ※1	第84条 (84-17-1)	モード1,2,3,4,5,6および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外	モード適用期間外かつ使用済燃料ピットでの照射済燃料移動期間外	2/19 9:00 ~ 2/21 18:00
15	使用済燃料ピット監視カメラ (計装用インパクト3D点検 (IVD-3D2停電による))	第84条 (84-12-3)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵	2/24 9:00 ~ 2/25 17:00
16	300kVA電源車 (中継端子盤点検)	第84条 (84-15-2)	モード1,2,3,4,5および6以外	モード適用期間外	2/25 9:00 ~ 2/26 17:00
	空冷式非常用発電装置からの給電	第84条 (84-15-1)	モード1,2,3,4,5および6以外	モード適用期間外	2/25 9:00 ~ 2/28 17:00 まで連続で宣言
17	空冷式非常用発電装置 (空冷E/G4号点検)				2/25 9:00 ~ 2/26 17:00
18	空冷式非常用発電装置 (中継端子盤点検)				2/27 9:00 ~ 2/28 17:00
19	原子炉下部キャビティ水位計 (動作確認等の点検)	第84条 (84-16-1)	モード5,6	モード6	3/12 9:00 ~ 3/12 18:00

※1：よう素用フィルクの取替を行う場合にのみ実施する。

保安規定第88条第3項を適用して実施する点検・保修について

伊方発電所3号機の以下の点検対象設備について、保安規定第88条第3項を適用して点検・保修を実施しますので連絡します。

1. 中央制御室非常用給気フィルタユニット

(1) 作業概要

- ① よう素用フィルタサンプリング、自動ダンパ軸受給脂および外観点検
- ② よう素用フィルタ取替 (※1)
- ③ インプレイステスト (※2)

(※1) 中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査にて、よう素除去効率検査の判定基準を満足しなかった場合にのみ実施する。

(※2) よう素フィルタの取替を実施した場合のみ青旗作業となる。

(2) 運転上の制限

第84条 重大事故等対処設備 (3号炉)

84-17-1 居住性の確保および汚染の持ち込み防止

設備	所要数	第88条適用時期
中央制御室非常用給気フィルタユニット	1基	モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外

(3) 点検時の措置

点検時の措置	実施頻度
使用済燃料ピットの水位がEL 3 1.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	点検前およびその後の1週間に1回

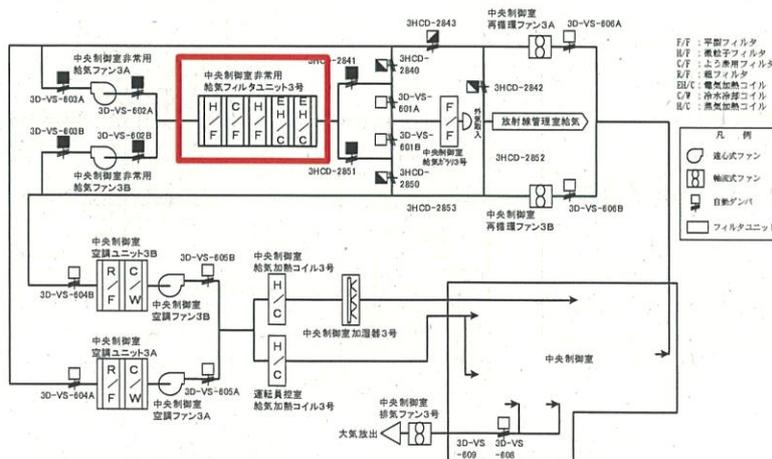
(4) 点検予定期間

① 令和2年1月27日9時 ~ 令和2年1月28日18時

(青旗作業期間中のプラント状態：モード適用期間外かつ使用済燃料ピットでの照射済燃料移動期間外)

②③ 令和2年2月19日9時 ~ 令和2年2月21日18時

(青旗作業期間中のプラント状態：モード適用期間外かつ使用済燃料ピットでの照射済燃料移動期間外)



中央制御室換気空調設備の概略系統図

## 2. 外部電源

### (1) 作業概要

- ① 187 kV 停電作業  
予備変圧器点検他に伴う隔離
- ② 500 kV 停電作業  
所内変圧器オーバーホール他に伴う隔離

### (2) 運転上の制限

第72条の3 外部電源（3号炉）

運転上の制限	第88条適用時期
外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること。	モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間

### (3) 点検時の措置

点検時の措置	実施頻度
動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	点検前およびその後の1日に1回
所要の3号炉の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。(※1)(※2) (※1) モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間（モード1からモード6以外の期間に限る）では、非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。 (※2) 動作可能であることの確認は、非常用ディーゼル発電機1基を起動し動作可能であることを確認するとともに、残りの非常用ディーゼル発電機1基が動作可能であることを至近の記録等により確認する。	点検前および点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後の1ヶ月に1回

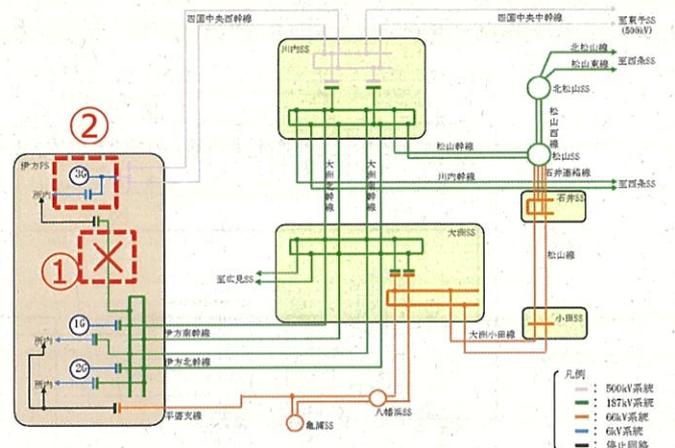
### (4) 点検予定期間

令和2年 1月 6日 9時 ~ 令和2年 3月 5日 20時

青旗期間中のプラント状態：

- 1/6~1/7 : モード5
- 1/7~1/16 : モード6
- 1/16~3/5 : モード適用期間外

ただし、全ての期間において使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵



伊方発電所の送電系統

3. 使用済燃料ピットの監視

(1) 作業概要

- ① 使用済燃料ピット監視カメラおよび使用済燃料ピット広域水位計 (AM) の動作確認
- ② P/C 4-3C2 停電による RCC-3C2 停電に伴う使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備の停電
- ③ 使用済燃料ピット温度計 (AM) および可搬型使用済燃料ピットエリアモニタの動作確認
- ④ 計装用インバータ 3D 点検に伴う使用済燃料ピット監視カメラの停電

(2) 運転上の制限

第 8 4 条 重大事故等対処設備 (3 号炉)

8 4 - 1 2 - 3 使用済燃料ピットの監視

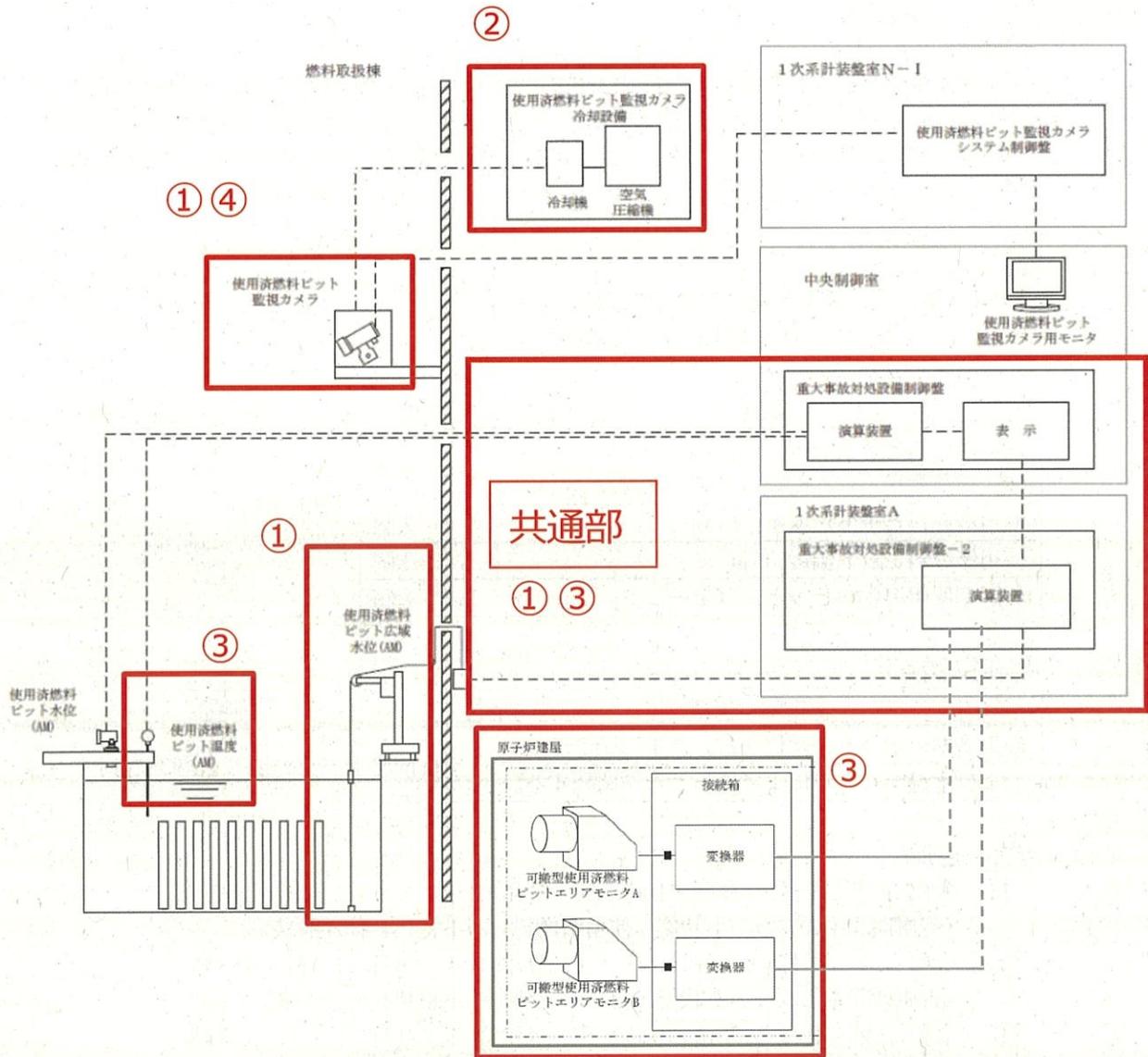
機能	所要数	第 8 8 条適用時期
使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む)	1 個	使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間
使用済燃料ピット広域水位 (AM)	2 個	
使用済燃料ピット温度 (AM)	2 個	
可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	2 個	

(3) 点検時の措置

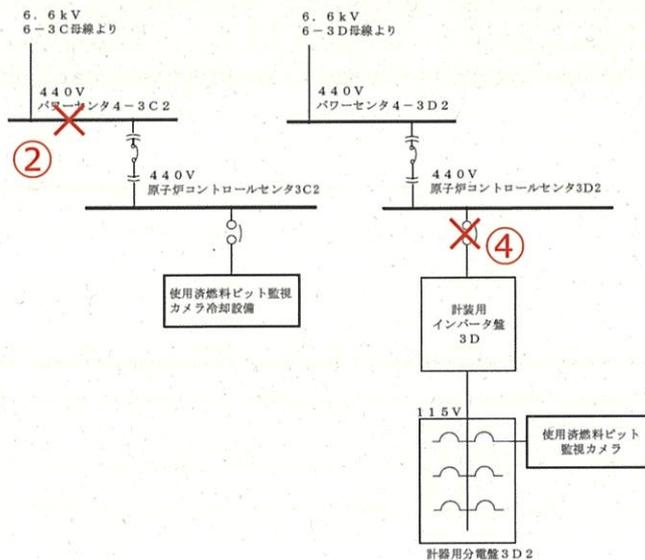
点検時の措置	実施頻度
使用済燃料ピットの水位が E L 3 1. 7 m 以上 および水温が 6 5 ° C 以下であることを確認する。	点検前およびその後の 1 週間に 1 回

(4) 点検予定期間

- ① 令和 2 年 1 月 2 0 日 9 時 ~ 令和 2 年 1 月 2 4 日 1 8 時  
(青旗期間中のプラント状態：使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵)
- ②③ 令和 2 年 1 月 2 7 日 9 時 ~ 令和 2 年 1 月 3 1 日 1 8 時  
(青旗期間中のプラント状態：使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵)
- ④ 令和 2 年 2 月 2 4 日 9 時 ~ 令和 2 年 2 月 2 5 日 1 7 時  
(青旗期間中のプラント状態：使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵)



重大事故等時の使用済燃料ピットの監視概略系統図



伊方発電所3号炉の単線結線図

4. 代替電気設備受電盤、代替動力変圧器

(1) 作業概要

代替電気設備切換盤他点検

(2) 運転上の制限

第84条 重大事故等対処設備（3号炉）

84-15-5 代替所内電気設備（代替電気設備受電盤、代替動力変圧器、空冷式非常用発電装置）からの給電

設備	所要数	第88条適用時期
代替電気設備受電盤	1台	モード1, 2, 3, 4, 5, および6以外
代替動力変圧器	1台	

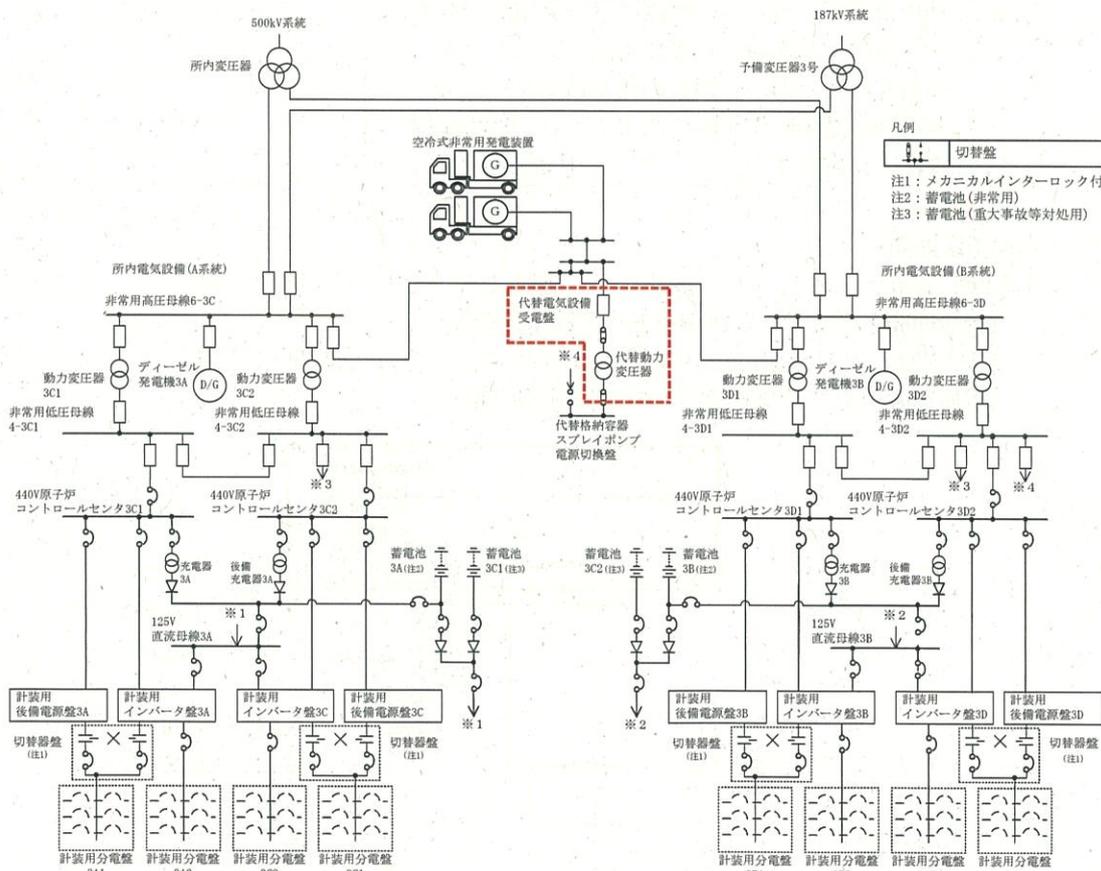
(3) 点検時の措置

点検時の措置	実施頻度
所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前およびその後の1日に1回

(4) 点検予定期間

令和2年2月4日9時～令和2年2月9日17時

(青旗期間中のプラント状態：モード適用期間外)



伊方発電所3号炉の電源設備 概略系統図 (空冷式非常用発電装置による給電と単線結線図)

5. 空冷式非常用発電装置からの給電

(1) 作業概要

- ① 空冷式非常用発電装置 3, 4号の点検に伴う高圧中継端子盤との解結線および非常用ガスタービン発電機設置工事に伴う空冷式非常用発電装置隔離
- ② 空冷式非常用発電装置 4号の点検に伴う高圧中継端子盤との結線および空冷式非常用発電装置 3, 4号並列試験ならびに高圧中継端子盤点検に伴う空冷式非常用発電装置隔離

(2) 運転上の制限

第84条 重大事故等対処設備 (3号炉)

84-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電

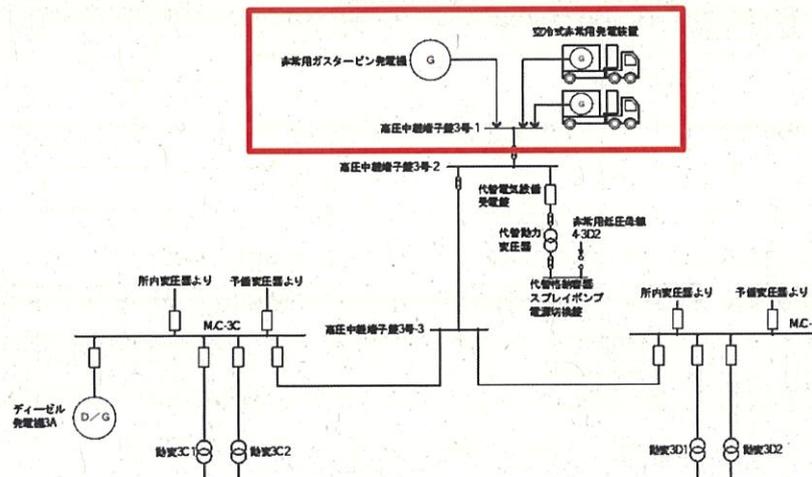
設備	所要数	第88条適用時期
空冷式非常用発電装置	1台	モード1, 2, 3, 4, 5, および6以外

(3) 点検時の措置

点検時の措置	実施頻度
<p>所要の3号炉の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。(※1)(※2)</p> <p>(※1) モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間(モード1からモード6以外の期間に限る)では、非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p> <p>(※2) 動作可能であることの確認は、非常用ディーゼル発電機1基を起動し動作可能であることを確認するとともに、残りの非常用ディーゼル発電機1基が動作可能であることを至近の記録等により確認する。</p>	点検前およびその後の1週間に1回

(4) 点検予定期間

- ① 令和2年 2月 12日 9時 ~ 令和2年 2月 21日 17時  
(青旗期間中のプラント状態: モード適用期間外)
- ② 令和2年 2月 25日 9時 ~ 令和2年 2月 28日 17時  
(青旗期間中のプラント状態: モード適用期間外)



伊方発電所 3号炉の電源設備 概略系統図

(非常用ガスタービン発電機および空冷式非常用発電装置による給電と単線結線図)

6. 300 kVA 電源車からの給電

(1) 作業概要

中継端子盤の点検に伴う給電路の隔離

(2) 運転上の制限

第84条 重大事故等対処設備 (3号炉)

84-15-2 300 kVA 電源車からの給電

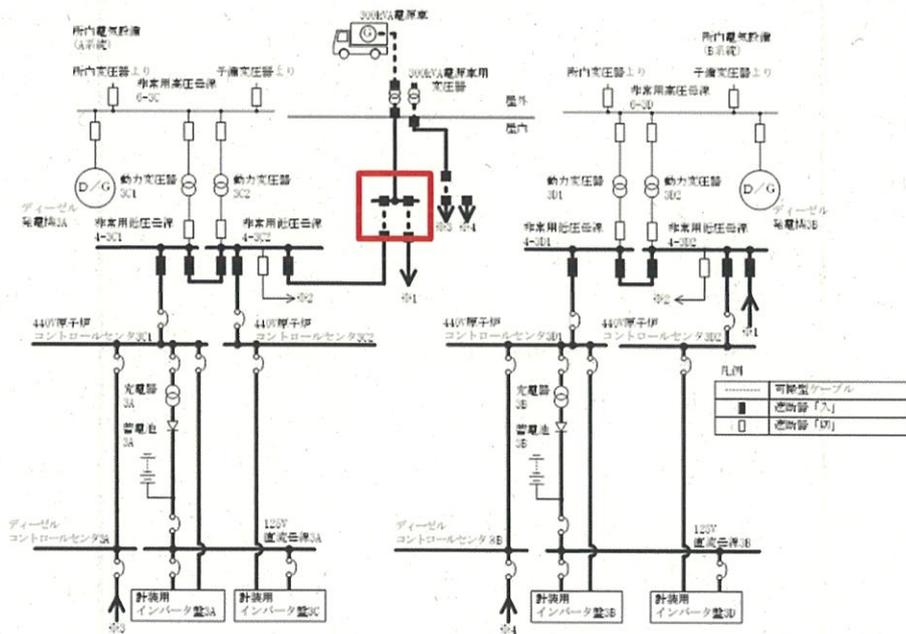
設備	所要数	第88条適用時期
300 kVA 電源車	1台	モード1, 2, 3, 4, 5および6以外

(3) 点検時の措置

点検時の措置	実施頻度
<p>所要の3号炉の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。(※1)(※2)</p> <p>(※1) モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間(モード1からモード6以外の期間に限る)では、非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p> <p>(※2) 動作可能であることの確認は、非常用ディーゼル発電機1基を起動し動作可能であることを確認するとともに、残りの非常用ディーゼル発電機1基が動作可能であることを至近の記録等により確認する。</p>	<p>点検前およびその後の1週間に1回</p>

(4) 点検予定期間

令和2年2月25日9時～令和2年2月26日17時  
(青旗期間中のプラント状態：モード適用期間外)



伊方発電所3号炉の電源設備 概略系統図 (300kVA 電源車による代替電源 (交流) からの給電)

7. 計装設備

(1) 作業概要

原子炉下部キャビティ水位計の動作確認

(2) 運転上の制限

第84条 重大事故等対処設備 (3号炉)

84-16-1 計装設備

機能	所要チャンネル数	第88条適用時期
原子炉下部キャビティ水位	1	モード5, 6

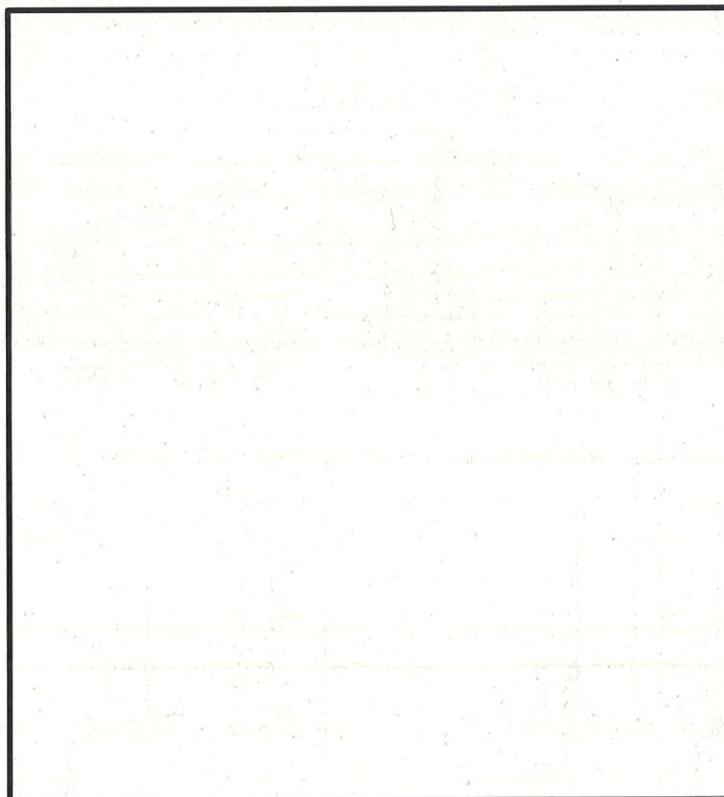
(3) 点検時の措置

点検時の措置	実施頻度
代替パラメータ(※1)が動作可能であることを確認する。 (※1) 代替パラメータは以下のとおり。記載している番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。 ① 格納容器再循環サンプ水位 (広域) ② 燃料取替用水タンク水位 ② 補助給水タンク水位 ② 格納容器スプレイラインB積算流量 ② 代替格納容器スプレイライン積算流量 (AM)	点検前 およびその後の1週間に1回

(4) 点検予定期間

令和 2年 3月 12日 9時 ~ 令和 2年 3月 12日 18時

(青旗期間中のプラント状態：モード6)



伊方発電所3号炉の原子炉下部キャビティ水位計 機器配置図

以上